

令和5年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

5

(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型
通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

資 料

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

〔 目 次 〕

① 運営指導(実地指導)での指摘事項はどのようなものがあるか？.....	1
② 職員の人員欠如に係る減算について.....	7
③ 屋外におけるサービス提供時の留意事項について.....	8
④ 通所介護計画書※1の期間の設定について.....	10
⑤ 開催が必要な委員会及び研修等について.....	12
⑥ その他.....	15

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

① 運営指導(実地指導)での指摘事項はどのようなものがあるか？

令和4年度は、運営指導（実地指導）を21件実施いたしました。事項別是正改善指導状況の概要は以下のとおりです。

	運営指導（実地指導）時の状況	指導内容
【重要事項説明書】	重要事項説明書の内容について、以下のとおり不十分な箇所がある。	利用者に対する説明責任として、以下のとおり不十分な箇所を訂正すること。
	①通常の事業の実施地域について、実態と異なっている。	①実態に即した記載内容となるように訂正すること。
	②送迎を行わない場合の減算について、単位の記載がない。	②貴事業所の利用にあたり想定されうる加算及び減算については、過不足なく記載すること。
	③通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合の交通費について記載がない。	③通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合の交通費について、明確に記載すること。
	④キャンセル料を徴収することだが、キャンセル料にかかる記載がない。	④キャンセル料について記載すること。
	⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況の有無に関する記載がない。	⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況の有無について記載すること。
	⑥文書により利用者へ説明し、同意の上で交付しているとのことであったが、同意の上で交付したことが書面で確認できない。	⑥「説明し、同意の上で交付を受けました」等の文言を記載し、利用者へ説明し同意を得て交付したことが書面にて確認できるよう様式を調製すること。
⑦「身体拘束について」という項目において、原則身体拘束を行わないこととした上で、やむを得ない場合については利用者又はその家族に同意を得た上で身体拘束を行うことがある旨が記載されている。	⑦地域密着型通所介護サービスには例外的に身体的拘束を行う場合の要件は無く、身体的拘束を行うことはいかなる場合も認められないため、当該記載を削除すること。	

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	運営指導（実地指導）時の状況	指導内容
【運営規程】	<p>運営規程の内容について、不十分な箇所がある。</p> <p>①利用料の負担割合について、1割又は2割の記載はあるが、一定以上所得者の場合は3割となる旨の記載がない。</p> <p>②キャンセル料を徴収するとのことだが、キャンセル料にかかる記載がない。</p> <p>③その他の費用の額(複写料、レクリエーション材料費、通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費)について、記載がない。</p>	<p>利用者に対する説明責任として、以下のとおり不十分な箇所を訂正すること。 なお、運営規程に変更が生じた日から10日以内に届け出ること。</p> <p>①負担割合について、一定以上所得者の場合は3割となる旨を追記すること。</p> <p>②キャンセル料について記載すること。</p> <p>③その他の費用の額について、徴収するのであれば記載すること。</p>
【運営】	<p>【掲示】</p> <p>・貴事業所では運営規程及び重要事項説明書を利用者が見ることのできない事務所に掲示してあった。また、その記載内容に不十分な箇所がある。</p>	<p>・指定通所介護事業者は、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、指定通所介護事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。利用者に対する説明責任として、重要事項説明書を掲示するので足りるが、重要事項説明書の掲示に当たっては今回の実地指導の指摘を改善のうえ、最新のものを掲示すること。 なお、重要事項説明書には運営規程の概要及び従業員の勤務の体制等が含まれるため、重要事項説明書を掲示する場合は、運営規程の掲示を省略しても差し支えない。</p>
	<p>【通所介護計画】</p> <p>①認定期間更新に伴い居宅サービス計画が変更されているにも関わらず、地域密着型通所介護計画書を変更せずにサービス提供を行っていた事例があった。</p>	<p>①認定期間更新に伴い居宅サービス計画が変更された場合にあっては、地域密着型通所介護計画の期間についても変更が生じるため、新たに地域密着型通所介護計画を作成すること。</p>
	<p>②計画期間を終了した利用者については、サービスの実施状況の記録や評価を行い、利用者又は家族に説明しているとのことであったが、利用者又は家族に説明したことが書面にて確認できない。</p>	<p>②計画の目標及び内容については、計画期間終了時等には、その実施状況の記録や評価について、利用者又は家族に説明を行うこと。 また、評価の内容、説明を行った日付及び説明者について記録すること。</p>

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	運営指導（実地指導）時の状況	指導内容
【運営】	③計画期間を終了した利用者については、サービスの実施状況の記録や評価を行い、利用者又は家族に説明しているとのことであったが、そのことが書面にて確認できない。	③計画の目標及び内容については、計画期間終了時等には、その実施状況の記録や評価について、利用者又は家族に説明を行うこと。 また、説明を行った旨を記録すること。
	④居宅サービス計画には貴事業所が行うサービス内容として入浴が位置付けられているが、貴事業所が作成している地域密着型通所介護計画には入浴が位置付けられていない事例があった。 なお、実際は居宅サービス計画に基づき入浴のサービスを行っていた。	④地域密着型通所介護計画の内容は居宅サービス計画の内容と整合性を図ること。 なお、地域密着型通所介護は、地域密着型通所介護計画に基づいて提供すること。
	⑤地域密着型通所介護計画について、サービス提供時間の記載がなかった。	⑤地域密着型通所介護計画に、サービス提供時間を記載すること。
	⑥地域密着型通所介護計画について、サービス提供開始後に作成し同意を得ている事例があった。	⑥地域密着型通所介護計画に対する同意は、地域密着型通所介護サービス提供前までに得ること。また、同意後速やかに交付すること。 なお、やむを得ず交付が遅れる場合は、利用者又は家族に説明を行い、口頭で同意を得るなどし、同意日等必要事項を記録しておくこと。
	【勤務体制の確保等】 ①勤務予定表及び勤務実績表が作成されていなかった。 なお、勤務実績については、出勤簿で確認できた。	①勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にし、月ごとの勤務予定表及び勤務実績表を作成すること。
	②職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置について、不十分な点があった。	②職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、指定通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置については、中小企業は令和4年3月31日までは努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めること。

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	運営指導（実地指導）時の状況	指導内容
【運営】	【業務継続計画の策定等】 ・業務継続計画の策定等について、不十分な点があった。	・感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画の策定等、必要な措置を講じること。 なお、業務継続計画の策定等については、令和6年3月31日まで努力義務とされているが、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意すること。
	【衛生管理等】 ・感染症の予防及びまん延防止のための対策について、不十分な点があった。	・指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じること。 なお、感染症の予防及びまん延の防止のための対策のうち、令和6年3月31日まで努力義務とされているものについては、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意すること。
	【事故発生時の対応】 ・市に報告が必要な事故が発生していたにも関わらず、報告がされていない事例があった。	・速やかに事故報告書を提出すること。 また、他に同様の事例がないか自主点検し、同様の事例があった場合は速やかに事故報告書を提出すること。 なお、今後、市に報告が必要な事故が発生した場合は速やかに報告を行うよう、再発防止に努めること。
	【虐待の防止】 ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置について、不十分な点があった。	・虐待の発生又はその再発を防止するように、必要な措置を講じること。 なお、虐待の防止のための措置については、令和6年3月31日まで努力義務とされているが、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意すること。
【報酬】	【基本報酬の算定】 ・サービス提供時間外の時間を、所要時間に含めて基本報酬を算定している事例があった。 聴取によると、利用者家族の都合により、サービス提供開始時間よりも早く利用者が事業所へ到着した場合に、早まった時間も含めて算定していたとのことであった。	・サービス提供時間外に提供されるサービスを基本報酬として算定することは出来ないため、過誤調整を行うこと。 また、他に同様の事例がないか自主点検し、同様の事例があった場合は所定の措置を講ずること。 なお、利用者の同意が得られる場合は、過誤調整を行うことは差し支えない。

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	運営指導（実地指導）時の状況	指導内容
【報酬】	【入浴介助加算Ⅱ】 ・利用者の娘の自宅での入浴を目標として当該加算を算定していた利用者について、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」)が利用者の居宅には訪問していたが、利用者の娘の自宅には訪問していなかった。	・利用者の親族の自宅で入浴を行うことができるようになることを目的とする場合であれば、医師等が利用者の親族の居宅を訪問した上で、利用者の状態を踏まえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価すること。
	【個別機能訓練加算（Ⅰ）イ】 ①当該訓練にかかる目標について、加算の目的・趣旨としては不十分な内容であった。	①当該利用者の意欲の向上につながるよう、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標とすること。
	②個別機能訓練の開始時及びその後3月ごとに1回以上行う居宅訪問を実施していない。	②開始時及びその後3月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問し、訪問日時、訪問者及び訪問時に確認した生活状況等の必要事項を記録すること。
	③個別機能訓練計画に記載されている「訓練実施時間」については、各訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を項目ごとに10分と定めていたが、実際の訓練実施時間の記録には1時間半と記載されていた。 聴取によると、訓練実施時間の記録については、利用者全体の訓練実施時間を記載すると思っていたとのことで、実際はその1時間半の中で、各利用者に対し、個別機能訓練計画に基づく訓練を行っているとのことであった。 なお、実施されていることは3月に1回行われている実施状況の説明の記録で確認できた。	③訓練時間については、個別機能訓練計画に基づき実施された、当該利用者の訓練実施時間を記録すること。
	【個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ】 ・専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等に加え、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置していないにもかかわらず、本算定を加算していた。	・所定の基準に満たないサービス提供単位の利用者に対する当該加算の請求は不適切な介護報酬の請求となるため、過誤調整により自主返還を行うこと。また、他に同様の事例がないか自主点検し、同様の事例があった場合は所定の措置を講ずること。

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	運営指導（実地指導）時の状況	指導内容
【報酬】	<p>【生活相談員等配置加算】 ・地域に貢献する活動を行っていることが書面で確認できなかった。聴取によると、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、開催を控えているとのことであった。</p>	<p>・地域に貢献する活動を行うこと。 なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや保育園との交流会など）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や他世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</p>
	<p>【送迎を行わない場合の減算】 ・利用者に対してその居宅と事業所との間の送迎を行っていないにもかかわらず、減算を行っていない事例があった。 なお聴取によると、当該減算が必要という認識がなかったとのことであった。</p>	<p>送迎を行わない場合の減算について改めて通知等により取り扱いを確認すること。 また、他に同様の事例がないか自主点検のうえ、本事例のような不適切な請求があれば過誤調整により自主返還を行うこと。</p>
	<p>【サービス提供体制強化加算】 ・本加算の算定要件である所定の職員の割合が確認できる様式を作成していない。</p>	<p>・算定要件に定める算定方法により、所定の割合を算出し、算定結果について任意の様式で提出すること。 また、算定要件を満たさない場合は過誤調整により自主返還を行うこと。 なお、利用者の同意が得られる場合は、過誤調整を行うことは差し支えない。</p>

※新型コロナウイルス感染症に係る「介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」は、感染症法上の位置づけの変更後（令和5年5月8日以降）において、適用が終了するものもあるため、それぞれの取扱いについては遺漏のないようお願いいたします。

② 職員の人員欠如に係る減算について

看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている、いわゆる人員欠如に該当する場合、翌月または翌々月の介護給付費は減算（所定単位数に100分の70を乗じる）を行う必要があります。適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めてください。

なお、加算の一部には、職員の人員欠如が生じた時点で、算定要件を満たさなくなるものがある点にご留意ください。

●人員基準上必要とされる員数から一割を超えて減少した場合

⇒その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算されます。

<算出式>

(看護職員)

$$\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$$

(介護職員)

$$\frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 0.9$$

●人員基準上必要とされる員数から一割の範囲内で減少した場合

⇒その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算されます（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。

<算出式>

(看護職員)

$$0.9 \leq \frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 1.0$$

(介護職員)

$$0.9 \leq \frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 1.0$$

③ 屋外におけるサービス提供時の留意事項について

通所介護^{※1}は事業所において、そのサービスを提供することが原則となっています。

通所介護計画^{※2}に適切に位置付けられたサービスを提供する場合であれば、屋外でのサービスも可能とされていますが、この場合、以下について十分留意の上、屋外サービスの提供に当たり適切な対応を行ってください。

※1 地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護を含む。

※2 地域密着型通所介護計画、(介護予防)認知症対応型通所介護計画を含む。

(1) 計画への位置付け

サービス種別	計画への位置付け
通所介護 地域密着型通所介護 (介護予防)認知症対応型 通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練の範囲として年間事業計画・通所介護計画に位置付けること ・自立支援に効果的な機能訓練等のサービスが提供できること

上記に基づき、屋外でサービスを実施する場合は、効果的な機能訓練等の提供に資することが分かるよう、その目的・達成すべき目標等を明確にしてください。

(2) 屋外サービスの提供場所

近隣住民からの通報等で、介護保険サービス事業者が利用者に対し屋外でのサービスを提供する際に、無断で他者の私有地に侵入していることについての苦情が複数寄せられています。

屋外サービスの提供に当たっては、他者の私有地へ許可なく侵入することがないように、通所介護計画作成時に屋外サービス提供場所及び移動ルートの検討を十分に行ってください。

また、このことについて事業所内での注意喚起を行い、従業員への周知徹底をしていただくようお願いします。

【参考】

「通所系サービスにおける事業所の屋外でのサービス提供について」

(平成26年6月5日付下介第1167号)

○乗車訓練について

(質問)

歩行が難しい利用者について、乗車訓練としてサービス提供終了時間の10分前から送迎車への移動を開始させ、サービス提供終了時間を過ぎたら、そのまま送迎を開始したい。通所介護計画に位置づけることで、送迎車への移動をサービス提供時間に含めることは可能か。

(回答)

屋外での訓練として取扱うことになる。屋外訓練を行った際は、その場所から直行直帰のような形態は認められておらず、必ず事業所に戻ってからサービス提供終了とする必要があるため、乗車訓練後に事業所に戻らないのであれば、送迎車への移動をサービス提供時間内に含むことはできない。

④ 通所介護計画書^{*1}の期間の設定について

通所介護計画書では、通所介護計画の期間を設定し当該書面へ記載することを本市の指導基準としており、もっとも望ましい期間の設定は、居宅サービス計画における短期目標の期間内とすることです。これは、居宅サービス計画の短期目標を達成するために必要なサービスとして、通所介護サービスが位置づけられていることによるものです。

しかしながら、現在発出済みの関係通知において、通所介護計画における期間についての具体的な定めがないこと^{*2}、また居宅サービス計画における短期目標が段階的であるとはいえ、同計画の長期目標の達成のために設定されるものであることを踏まえ、以下の運用とする場合は、居宅サービス計画の(短期目標の期間を越えて)長期目標の期間内で設定することが可能です。

○通所介護計画の期間を居宅サービス計画の長期目標の期間内に設定する場合等の運用方法

①居宅サービス計画の短期目標の期間終了に伴う居宅サービス計画の見直しの結果(居宅サービスの内容の変更、短期目標の更新のみ等)をもとに、現在の通所介護計画が当該見直しの結果の内容に沿うものか確認する。

確認した結果・・・

②現在の通所介護計画の変更を要す場合

③変更を要さない場合



現在の通所介護計画は終了することとし次期計画を作成する。

- ・終了となる通所介護計画については評価を行い、評価内容は利用者側に説明のうえ説明した旨を事業所側にて記録すること。
- ・次期計画についても利用者への説明、同意及び交付の手続きが必要。

現在の通所介護計画の継続が可能である。

- ・居宅サービス計画の短期目標の期間終了に伴う通所介護計画の確認を行った結果、変更を要しないため、引き続き現在の通所介護計画を継続する旨を事業所側にて記録しておくこと。

○通所介護計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合

解釈通知^{*3}では、通所介護計画書は居宅サービス計画に沿って作成されるべきであり、通所介護計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

該通所介護計画が居宅サービス計画に沿うものか確認のうえ必要に応じ変更する旨が示されています。

変更の必要がない場合は、そのまま継続することが可能であると解釈できることから、これに基づく取り扱いとして、前述の「○通所介護計画の期間を居宅サービス計画の長期目標の期間内に設定する場合等の運用方法」のとおり、対応することとなります。

○補足

通所介護計画は、その期間中いずれの時点においても同時点での居宅サービス計画の内容に沿うものであるべきものです。通所介護計画の期間を居宅サービス計画の短期目標の期間内で設定した場合においても、居宅サービスに変更等が生じた場合は、期間終了前であっても、前述の「○通所介護計画の期間を居宅サービス計画の長期目標の期間内に設定する場合等の運用方法」のとおり、対応することとなります。

- ※1 地域密着型通所介護計画書、(介護予防)認知症対応型通所介護計画書を含む
- ※2 通知「通所介護、地域密着型通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成27年3月27日老振発0327第2号)における参考様式(別紙様式4)では、長期目標及び短期目標が設定され、それぞれの目標において設定日及び達成予定日を設定し、また、「サービス提供内容」欄にて期間を記載する様式となっている。
- ※3 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」
(平成11年9月17日老企第25号)

⑤ 開催が必要な委員会及び研修等について

令和3年度制度改正により、以下の取組（委員会の開催、指針等の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等）が義務付けられました。

※経過措置：令和6年3月31日までの間は努力義務

○業務継続計画（BCP）の策定等について

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。

1. 業務継続計画について

《業務継続計画への記載項目》

- 感染症に係る業務継続計画
 - ① 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
 - ② 初動対応
 - ③ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
- 災害に係る業務継続計画
 - ① 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
 - ② 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
 - ③ 他施設及び地域との連携

※各項目の記載内容については、厚生労働省発出の「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。

[掲載場所]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html（厚生労働省HP）

2. 研修について

① 研修の内容：感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容
平常時の対応の必要性や、緊急時の対応

② 研修の頻度：年1回以上及び新規採用時

※研修の実施内容等については、記録すること。

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

3. 訓練（シミュレーション）について

- ①訓練の内容：業務継続計画に基づいた事業所内の役割分担の確認
感染症や災害が発生した場合に実施するケアの演習等
- ②訓練の頻度：年1回以上

○感染対策について

事業所において、感染症が発症し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施が義務付けられました。

1. 感染対策委員会の設置

- ①構成メンバー：感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種
- ②開催頻度：6月に1回以上、及び感染症が流行する時期等
 - ※構成メンバーの責務及び役割を明確にすること。
 - ※感染対策担当者を決めておくこと。
 - ※委員会の結果は従業者に周知徹底を図ること。

2. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の規定

《指針への規定項目》

- ・平常時の対策
 - ①事業所内の衛生管理（環境の整備等）
 - ②ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等
- ・発生時の対応
 - ①発生状況の把握
 - ②感染拡大の防止
 - ③医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携
 - ④行政等への報告等

※各項目の記載内容については、厚生労働省発出の「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。

[掲載場所]

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf> (厚生労働省 HP)

3. 研修について

- ①研修の内容：感染対策の基礎的内容等
指針に基づいた衛生管理や衛生的なケアの内容

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

②研修の頻度：年1回以上及び新規採用時

※研修の実施内容等については、記録すること。

4. 訓練(シミュレーション)について

①訓練の内容：指針及び研修内容に基づいた事業所内の役割分担の確認
 感染対策をした上でのケアの演習等

②訓練の頻度：年1回以上

○虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられました。

詳細につきましては、《共通編》58頁に記載しておりますので、ご確認ください。

<参考>

	委員会	指針・計画	研修	訓練
業務継続計画 (BCP)		業務継続計画作成 (災害・コロナ)	年1回以上及び 新規採用時※3	年1回以上※4
感染対策	6月に1回以上※1,2 及び感染が流行する 時期は必要に応じて	指針整備	年1回以上及び 新規採用時	年1回以上
虐待防止	定期的※1,2 (指針等に定める頻度)	指針整備	年1回以上及び 新規採用時	

※1 関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営して差し支えない。

※2 テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

※3 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症対策の研修と一体的に実施して差し支えない。

※4 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症対策の訓練と一体的に実施して差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施して差し支えない。

⑥ その他

1. 送迎について

通所介護^{※1}サービスにおいては、送迎サービスが基本報酬に含まれていることから、指定通所介護事業所が、利用者の居宅から当該事業所までの送迎を行う必要があります。

送迎先については、原則は利用者の自宅以外に送迎することは認められません。ただし、送迎先が、毎日訪れ、食事や入浴等を行う日常生活の拠点となっている場合や、送迎先が家族等の家であり、そこに宿泊している場合は利用者の自宅以外に送迎することも可能です。なお、下記要件をすべて満たす場合は、送迎を可とすることも考えられるため、個別にご相談ください。

- ① 他の手段を検討したうえで、居宅以外への送迎がやむを得ない状況であること。(例：認知症、精神疾患の利用者等であって、介護者のいない自宅に送迎すると危険な場合)
- ② 送迎先が事業所から利用者の自宅間のルート上であること。
- ③ 家族等が利用者を受け入れる体制が整っている場所であって、かつ適切に家族に引き継げること。

※1 通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護

2. 機能訓練指導員の配置について

指定通所介護^{※2}事業所においては、機能訓練に関する加算の算定の有無に関わらず、機能訓練指導員として「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師^{※3}の資格を有する者」を必ず1以上配置するよう求めているところです。

なお、上記資格を有する機能訓練指導員の配置については、「1以上」以外に勤務時間等の基準は定めておりません。各事業所で行う機能訓練の内容及びその頻度に応じて、必要な人数、日数、時間配分を勘案することとしてください。

※2 通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護

※3 はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。

【参考】

「指定通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置について」

(平成27年3月18日付下介第392号)

3. サービス利用中の福祉用具の部品交換等について

(質問)

通所介護^{※1}サービス利用中にご利用者の歩行補助具の部品交換や修理の要望を聞き取り、提供時間中の部品等の受取り希望があった際に、福祉用具業者に事業所へ来てもらい部品の購入や交換をしてよいか。可能であればデイサービス職員の助言を受けながら購入や交換が出来るとうい。

(回答)

指定通所介護^{※1}は、福祉用具の購入や部品交換を行うためのサービスではないため、サービス提供時間に含めることは認められておらず、福祉用具の購入や部品交換を行った時点でサービスは終了となります。

※1 通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護